

令和7年度PTA委員の選出について

日頃よりPTA活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
この度、香里小学校PTA規約附則第1条に基づき、令和7年度PTA委員の選出を行います。つきましては、下記QRコード（Webフォーム）から立候補並びに選出免除/対象外のご報告をお願いいたします。

記

■ PTA委員選出人数

- ・生活指導委員 1～5年生においてクラス数×1名
- ・選出委員 1～5年生においてクラス数×1名
- ・ふれあい委員 学年を問わず8名

※委員の紹介については、学校のブログ（PTAのしおり）をご確認ください



QRコード

■ 選出方法：立候補及び抽選

立候補者から選出し、立候補者数が定数を上回った場合は、立候補者間で抽選で選出。
立候補者が定数に満たない場合は、選出対象者より抽選で選出。
なお、立候補者が希望の委員に落選した場合、他の委員の選出対象者となります。

○委員選出対象：1～5年生に児童が在籍する全会員（新1年生については入学後に選出）
ただし、次の会員は除外します。

※該当する場合も、QRコード（Webフォーム）にて必要事項を記載し、報告が必要。

- ・2008年度以降の本部役員経験者で選出免除を希望する会員
- ・対象児童において令和5年度以前に委員を経験し、選出免除を希望する会員 ※詳細は【別紙】
- ・令和6年度の生活指導委員もしくはふれあい委員で選出免除を希望する会員
- ・令和6年度の選出委員
- ・令和7年度の本部役員及び会計監査委員
- ・令和7年度の本部役員及び会計監査委員の補欠

■ 立候補並びに選出免除/対象外のご報告

・対象：1～5年生の全家庭

※家庭単位（1回）のご報告をお願いします。

※万一未提出の場合は、選出対象者として取扱いますのでご了承ください。

※下記、選出辞退申出書（教頭先生宛）を提出した会員は、QRコード（Webフォーム）での報告は不要。

・実施方法：QRコード（Webフォーム）

・期日：2025年1月10日（金）※必ず期限内でのご報告をお願いします。

※家庭事情等により常時委員の任務を執行できない場合、選出辞退申出書（教頭先生宛）の提出をお願いします。辞退申出については【別紙】をご確認ください。

委員を経験した方、本部役員経験者の方の選出免除においては辞退申請書の提出は不要です。
（QRコード（Webフォーム）でご報告ください）

■ 今後の予定

選出（抽選）日：2月8日（土）※PTA選出委員のみで開催し、代理でのくじ引き

本件に関するご質問等は、メールにて kouripta2024.sensyutu@gmail.com へご連絡ください。

【別紙】

◆前年度以前に委員を経験し、選出免除が可能な会員

家庭Aにおいて、姉妹B子、C子がいる場合

B子：委員経験あり → 選出対象免除可能

C子：委員経験なし → 選出対象

上記の場合、家庭AにおいてB子のみ選出免除をWebフォームにて申し出ることができます。

◆選出辞退の申出について

何らかのご事情で委員の任務が常時執行できない状態にある会員におかれましては、選出辞退を申し出ることができます。

役員選出の際に辞退申出をした方も、今回の委員選出で辞退申出する場合においても、改めて手続きが必要ですのでお気をつけください。

<選出辞退申出の流れ>

① 辞退申出書用紙の受領

選出辞退申出をする方は用紙を学校から受け取ってください。

電話もしくは連絡帳等で学校へ連絡をしていただければ、児童経由で用紙をお渡しします。



② 辞退申出書の提出

記入済みの申出書は、確実に封をしていただき、**2025年1月10日（金）まで**に教頭先生宛で、担任の先生に提出してください。（※一家庭につき1枚の提出）

児童経由で提出する場合の紛失・未提出等については保護者の責任のもと管理をお願いいたします。ご心配であれば、連絡帳等で学校側に受取の確認をとってください。



③ 記入済み辞退申出書の学校側の受領

申出書は、封をしたままの状態に教頭先生に届きます。申出書の閲覧は教頭先生のみが行い、申出者及びその児童の名前、所属学年組のみ教頭先生から選出委員へ報告していただきます。

申出書に記載された会員の家庭事情についてP T Aでは関知いたしません。



④ 委員の選出

2月8日（土）に委員選出を行います。立候補者から選出し、立候補者が定員に満たない場合は、辞退申出者を名簿から除外した上で抽選にて選出します。

<参考> P T A 規約関連条文

香里小学校 P T A 規約附則

- 1 各学年の保護者よりクラス数と同数の選出委員及び 1 年生から 5 年生について、クラス数と同数の生活指導委員を選出する。
- 2 全学年の保護者より、8 名以内のふれあい委員を選出する。
- 3 委員の選出は、第一に立候補によるものとし、立候補者が定数を超過した場合には、立候補者内で抽選により選出を行う。立候補者が定数に満たない場合は、選出対象者において抽選を行うこととする。
- 4 各委員会に、教職員の代表若干名をおく。
- 5 教職員の互選により、教職員 2 名を選出し、運営委員会に出席する。
- 6 2008 年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、委員、会計監査を免除とすることができる。当該会員が免除を受ける場合には、委員選出用紙にて辞退を申し出るものとする。
- 7 対象児童において委員を経験した会員は、翌年度以降の選出時、委員選出用紙にて辞退を申し出ることができる。
- 8 当年度の委員は、翌年度の委員選出時、前項に加え、当該会員の家庭の全ての児童において委員選出用紙にて辞退を申し出ることができる。なお、選出委員は、その任務に公正を期すため、本項の規定に関わらず翌年度の委員選出の対象外とする。
- 9 委員の任務が常時執行できない状態にある会員は、選出辞退申出書をもってのみ辞退を申し出ることが出来る。申し出先は担当 T 会員（教頭）とし、申し出を受けた当該 T 会員は、選出辞退者の氏名を選出委員へ報告するものとする。なお、各会員の辞退理由については会員の個人情報が含まれるため当該 T 会員限りとし、選出委員への伝達は行わない。
- 10 選出された後は、辞退することはできないが、委員の任務が常時執行できない理由が新たに生じた場合は、その限りではない。
- 11 次の会員は、委員候補から除外する。
 - (1) 本部役員及び会計監査の会員
 - (2) 本部役員及び会計監査補欠の会員
- 12 委員の選出は、原則として対象となる任期の前年度中に完了する。ただし、1 年生については、新年度において速やかに選出を行うものとする。

【補足】 ※委員選出用紙は現在はWebフォームでの回答となっております。